所
17　農薬原体の製造場の名称及び所在地
18　農薬原体の主要な製造工程

（日本産業規格Ａ４）

備考

１　収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。

２　輸入農薬であるときは、「12　農薬の製造責任者の氏名」及び「13　農薬の製造方法」は、記載することを要しない。

３　「６　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一　単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度

二　希釈倍数（農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。）の最高限度及び最低限度

三　使用時期

四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数

五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）

六　散布、混和その他の使用の態様

七　一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項